

（仮称）盛岡学校給食センター整備運営事業

実施方針

令和元年 8 月 23 日

盛岡市

目 次

第 1 章 特定事業の選定に関する事項	2
1 事業内容に関する事項	2
(1) 事業名称	2
(2) 公共施設等の管理者の名称	2
(3) 事業の目的	2
(4) 事業方式	2
(5) 事業の内容	2
(6) 事業範囲	3
(7) P F I 事業者の収入	4
(8) 事業スケジュール（予定）	4
(9) 事業の実施に必要と想定される根拠法令等	5
2 特定事業の選定及び公表に関する事項	5
(1) 選定基準	5
(2) 選定方法	5
(3) 選定手順	5
(4) 選定結果の公表	5
第 2 章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1 事業者選定に関する基本的事項	6
(1) 基本的な考え方	6
(2) 選定の方法	6
(3) 審査の方法	6
(4) 事業審査委員会の設置	6
(5) 入札の中止等	6
(6) 落札者を選定しない場合	6
2 事業者の募集及び選定の手順に関する事項	7
(1) 事業者の募集及び選定のスケジュール	7
(2) 実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会	7
(3) 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見の受付及び回答公表	8
(4) 特定事業の選定・公表	8
(5) 入札公告	8
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	9
(1) 入札参加者の構成等	9
(2) 入札参加者の参加資格要件	9
(3) 市の入札参加資格を有さない者の参加	13
(4) 参加資格の確認基準日	13

(5) 参加資格の喪失	13
4 提案書類の取扱い	13
(1) 著作権	13
(2) 特許権等	14
5 S P Cとの契約手続	14
(1) 契約手続	14
(2) S P Cの設立等の要件	14
第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1 基本的な考え方	15
2 予想されるリスクと責任分担	15
3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）	15
(1) 設計・建設段階	15
(2) 施設引渡し段階	15
(3) 維持管理・運営段階	15
(4) モニタリングの費用負担	16
(5) モニタリング結果に対する対応	16
4 事業終了後の措置	16
第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	17
1 立地条件	17
2 施設要件等	17
(1) 施設要件	17
(2) 提供食数	18
(3) 献立方式等	18
(4) 施設稼動日数	18
第5章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	19
1 基本的な考え方	19
2 管轄裁判所の指定	19
第6章 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	20
1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	20
2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合	20
3 金融機関（融資団）と市の協議	20
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	21
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	21
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	21
3 その他の支援に関する事項	21
第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	22
1 議会の議決	22

2	応募に伴う費用負担	22
3	問合せ先	22
別紙 1	リスク分担表（案）	23
別紙 2	事業用地位置図	26
様式 1	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書	28
様式 2	実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・提案書	29
様式 3	説明会参加申込書	30

盛岡市（以下「市」という。）は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間と行政のパートナーシップの下で、効率的かつ効果的に学校給食センターを整備するため、「（仮称）盛岡学校給食センター整備運営事業」（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本事業に関し、P F I 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うに当たって、P F I 法第 5 条第 1 項の規定に基づき実施方針を定めたので、同条第 3 項の規定により公表する。

第 1 章 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

盛岡市長 谷藤 裕明

(3) 事業の目的

現在の都南学校給食センターは、昭和 59 年に供用開始した以降、小規模な修繕や一部機器の入れ替えによって機能を維持してきたが、学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）に適合しない部分が多々あること、機器の老朽化に伴い故障が多発していることなど、供用開始後 35 年が経過し、大規模な施設改修工事や改築などの必要性が高まっており、また、近年重要な課題となっている食物アレルギー対応についても、スペースの不足等により代替食や除去食での対応ができない状態にある。一方、都南学校給食センターと同様、まだドライ方式となっていない単独調理場が供給機能停止等に陥った場合の対策が急務となっている。

また、盛岡地域の中学校で行われている給食自由選択方式は、様々な課題があることから、その実施方法を見直し、「全員に同じ給食が提供される方式」により実施することとしたことに伴い、盛岡地域の一部の中学校にも、今回整備する新たな施設から給食を提供することとした。

このようなことから、新たな給食センターの整備・運営に当たっては、P F I 手法を取り入れることにより、民間企業が有する最新の技術や知識、運営におけるリスク管理能力等を活用し、安全で安心な給食の提供を効率的・効果的に実施することを目的とする。

(4) 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、事業者が市と事業契約を締結し、本施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移転した後、本施設の維持管理及び運営等を行う B T O (Build Transfer Operate) 方式とする。

(5) 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

事業用地	盛岡市向中野字幅地内
敷地面積	約 10,000 m ²

提供食数	一日当たり最大 8,500 食	
	小学校：約 4,850 食	中学校：約 3,650 食
対象校	小学校： 見前小学校，飯岡小学校，羽場小学校，永井小学校，手代森小学校，津志田小学校，見前南小学校，都南東小学校，向中野小学校	中学校： 見前中学校，飯岡中学校，乙部中学校，見前南中学校，仙北中学校，大宮中学校，河南中学校，城東中学校

(6) 事業範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。

ア 設計業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 建築本体（建築本体，建築付帯設備等）に係る設計業務
- (ウ) 厨房設備に係る設計業務
- (エ) 工事開始までに必要な関連諸手続

イ 建設業務

- (ア) 建設工事業務
- (イ) 厨房設備の調達・設置業務
- (ウ) 引渡業務

ウ 工事監理業務

エ 各種備品調達等業務

- (ア) 各種備品の調達・設置業務
- (イ) 「備品管理台帳」の作成業務

オ 学校配膳室の改修業務

カ 開業準備業務

キ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 厨房設備保守管理業務
- (エ) 施設備品保守管理業務
- (オ) 外構等保守管理業務
- (カ) 清掃業務
- (キ) 警備業務

ク 運営業務

- (ア) 検収補助業務
- (イ) 調理等業務
- (ウ) 配送・回収業務

- (エ) 洗浄・残菜等処理業務
- (オ) 衛生管理業務
- (カ) 運営備品更新等業務
- (キ) 食育支援業務

(参考) 運営に関して市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

- ア 提供食数の決定
- イ 献立作成
- ウ 食材調達及び検収
- エ 検食
- オ 主食（パン、麺）・牛乳・直送品の配送
- カ 配膳（各学校での配膳）
- キ 給食費の徴収管理
- ク 児童・生徒への食育業務
- ケ 施設見学等の対応

(7) P F I 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりとする。

- ア 市は、本事業において、学校施設環境改善交付金（文部科学省）及び学校教育施設等整備事業債並びに一般単独事業債の活用を想定している。交付金及び起債による調達分について、市は、市への本施設の所有権移転後、設計業務及び建設業務に係る対価の一部として、事業者に一括で支払う。
- イ 市は、設計業務及び建設業務に係る対価として、アを控除した額を、維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業者を支払う。
- ウ 市は、維持管理業務及び運営業務に係る対価を、維持管理・運営期間にわたり事業者を支払う。

(8) 事業スケジュール（予定）

事業のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

基本協定の締結	令和2年8月上旬
事業仮契約の締結	令和2年10月上旬
事業契約に係る議会議決（本契約締結）	令和2年12月
設計・建設期間	令和3年1月1日～令和5年1月31日
引渡し	令和5年1月31日
開業準備期間	令和5年2月1日～令和5年3月31日
維持管理・運営期間	令和5年4月1日～令和20年3月31日
本事業の終了	令和20年3月31日

(9) 事業の実施に必要と想定される根拠法令等

本事業の実施に当たり、選定事業者は、関連する関係法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて参考とすること。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定基準

市は、本事業を市が自ら実施する従来方式の事業として実施した場合と P F I 事業として実施した場合を比べ、本事業を P F I 事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減が期待できる場合又は市の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合に、P F I 法第 7 条に基づき本事業を特定事業に選定する。

(2) 選定方法

市の財政負担額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

公共サービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定手順

市は、次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ア コスト算出による定量的評価
- イ 事業者に移転されるリスクの検討
- ウ P F I 事業として本事業を実施することの定性的評価
- エ アからウまでの結果を踏まえた総合的評価

(4) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価内容と併せて速やかに公表する。事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき特定事業の選定を行わないこととした場合も、同様に公表する。

なお、選定結果は、ホームページ等により公表する。

第 2 章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的事項

(1) 基本的な考え方

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、民間事業者の効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、事業者の選定に当たっては、市の負担額、提案されるサービス内容をはじめ、設計内容、建設能力、維持管理能力、運営能力及び資金調達能力等を総合的に評価するものとする。

(2) 選定の方法

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札により行うものとする。

(3) 審査の方法

審査は、参加資格審査と提案審査の二段階で実施する。

なお、提案書類の提出方法等については、入札公告時に明らかにする。

ア 参加資格審査

入札参加者に対し、参加表明書及び参加資格審査に必要な書類の提出を求める。

イ 提案審査

参加資格審査通過者に対し、提案内容を記載した提案書類の提出を求める。

(4) 事業審査委員会の設置

市は、学識経験者及び市職員により構成される「(仮称)盛岡学校給食センター整備運営事業審査委員会」(以下「事業審査委員会」という。)を設置する。

事業審査委員会の委員は、入札公告時に明らかにする。

(5) 入札の中止等

入札妨害若しくは談合行為の疑い若しくは不正若しくは不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告、入札の取りやめ等の対処を図る場合がある。

(6) 落札者を選定しない場合

事業者の募集及び選定の過程において、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により本事業を P F I 事業として実施する

ことが適当でないと判断された場合は、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

2 事業者の募集及び選定の手順に関する事項

(1) 事業者の募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たっては、次の手順及びスケジュールで行う予定としている。

実施方針及び要求水準書（案）の公表	令和元年 8 月 23 日（金）
実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会	令和元年 9 月 5 日（木）
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見の受付	令和元年 9 月 5 日（木） ～ 9 月 11 日（水）
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見への回答 公表	令和元年 10 月 18 日（金）
特定事業の選定・公表	令和元年 11 月下旬
入札公告（入札説明書，要求水準書，様式集，落札者決定基準，基本協定書(案)，事業契約書（案）の公表）	令和 2 年 1 月 10 日（金）
入札説明書等に関する質問の受付	令和 2 年 1 月下旬
入札説明書等に関する質問の回答	令和 2 年 2 月中旬
参加資格審査の受付	令和 2 年 3 月上旬
事業用地及び対象校の現地見学会	令和 2 年 3 月中旬
入札参加資格審査通過者との対話の実施	令和 2 年 3 月下旬
入札及び提案書類の受付	令和 2 年 5 月下旬
落札者の決定及び公表	令和 2 年 7 月下旬
基本協定の締結	令和 2 年 8 月上旬
特定事業仮契約の締結	令和 2 年 10 月上旬
事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）	令和 2 年 12 月

(2) 実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会

実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会の実施については、次のとおりとする。

ア 説明会の開催日時

日 時：令和元年 9 月 5 日（木）午前 10 時から午前 11 時まで

場 所：盛岡市役所都南分庁舎 3 階 研修室

イ 申込方法

「実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会参加申込書」（様式 3）に必要事項を記載の上、電子メールにて提出すること。電子メールの件名には、「説明会参加申込書」と記載すること。

ウ 参加申込期限

令和元年 9 月 2 日(月) 午後 5 時

エ 送付先

盛岡市教育委員会事務局学務教職員課

E-Mail : edu.gakumu@city.morioka.iwate.jp

(3) 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見の受付及び回答公表

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見の受付は、次の手順により行う。

ア 質問・意見の方法

質問・意見は、「実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書」（様式 1）及び「実施方針及び要求水準書（案）に関する意見書」（様式 2）に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には、「質問・意見書」と記載すること。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝祭日を除く 24 時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

また、受付期間に未着の場合は、質問がなかったものとみなす。

イ 受付期間

令和元年 9 月 5 日(木)～令和元年 9 月 11 日(水) 午後 5 時

ウ 送付先

盛岡市教育委員会事務局学務教職員課

E-Mail : edu.gakumu@city.morioka.iwate.jp

エ 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見への回答公表

質問・意見及び質問・意見に対する回答は、市のホームページに公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

回答公表日：令和元年 10 月 18 日(金)

(4) 特定事業の選定・公表

市は、本事業が P F I 法に基づく事業として実施すべき事業か否かを評価し、P F I 法に基づく事業として実施することが適当であると判断した場合は、P F I 法第 7 条に規定する特定事業の選定を行い、その結果を公表する。

(5) 入札公告

市は、入札説明書、要求水準書、様式集、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）等（以下「入札説明書等」という。）を市のホームページに公表する。

以降のスケジュールは、入札公告時に明らかにする。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者の構成

- (ア) 入札参加者は、本事業の設計に当たる者、建設に当たる者、厨房設備の設計・調達・設置に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者及び運営に当たる者を含む複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすること。
- (イ) 入札参加グループは、特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資する企業でSPCから直接業務を請け負う者（以下「構成員」という。）とSPCに出資しない企業でSPCから直接業務を請け負う者（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）で構成すること。なお、入札参加グループは、構成員のみとすることも可とする。
- (ウ) 入札参加者は、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとし、当該代表企業が応募手続等を行うこと。
- (エ) 構成企業は、SPCから請け負った業務の一部について、第三者に委託又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負に係る契約の締結後速やかに市に通知すること。
- (オ) 構成企業に盛岡市内に本社を有する者を1者以上入れること。

イ 代表企業・構成員・協力企業の表明

入札参加者は、参加資格審査申請時に代表企業、構成員及び協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。

ウ 複数業務の禁止

同一者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において関係のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

エ 複数提案の禁止

入札参加者の構成企業及びこれらの企業と資本面又は人事面において関係のある者は、他の入札参加者の構成企業になることができない。

(2) 入札参加者の参加資格要件

ア 入札参加者の参加資格要件（共通）

入札参加者の構成員及び協力企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (ア) PFI法第9条の規定に該当する者

- (イ) 盛岡市の定める指名停止等の措置基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- (ウ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者
- (エ) 事業審査委員会の委員及び出席を求める学識経験者が属する企業又はその企業と資本面又は人事面において関係のある者
- (オ) 市が本事業について、アドバイザー業務を委託した次の者と資本面又は人事面において関係のある者
 - a パシフィックコンサルタンツ株式会社
 - b 日比谷パーク法律事務所
- (カ) 次のいずれかに該当する者
 - a 次のいずれかに該当する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に扱われている法人
 - (a) 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき、更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - (b) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - (c) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者
 - (d) 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立て又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づく和議開始の申立てがなされている者
 - b 役員のうち次に該当する者がある法人

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係にある者（従業員を含む。）
- イ 入札参加者の参加資格要件（業務別）

入札参加者の構成員及び協力企業のうち、設計、建設、厨房設備、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、上記アの要件に加えてそれぞれ次の資格要件を満たすこと。ただし、工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面若しくは人事面において関係のある者が実施してはならない。

 - (ア) 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は、次の a から e までの要件を満たすこと。ただし、設計業務に当たる者が複数である場合は、そのうち 1 者は、次の a から e までの要件を満たし、他の者は、次の a 及び b を満たすこと。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所
の登録を受けていること。
- b 盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格者名簿に登録されている者であるこ
と。ただし、市の入札参加資格を有さない者の参加については、第 2 章 3（3）を参
照のこと。
- c HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。
※「相当の知識を有している者」とは、HACCP 対応施設（HACCP の認証を取
得した施設をいう。以下同じ。）の実施設計の完了若しくは運営した実績、ドライシ
ステムの学校給食施設若しくはドライシステムの民間調理施設の実施設計の完了若
しくは運営した実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績又は HACCP に関
する審査員資格等を有する者をいう。以下同じ。
- d 平成 21 年 4 月 1 日以降に、延べ床面積 3,000 ㎡以上の公共施設の実施設計業務を元
請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。
- e 平成 21 年 4 月 1 日以降に、学校給食施設又は集団調理施設の実施設計業務を元請と
して受託し、かつ、履行した実績を有していること。

(イ) 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は、次の a から d までの要件を満たすこと。ただし、建設業務に
当たる者が複数である場合は、そのうち 1 者は構成員とし、かつ、次の a から d までの
要件を満たし、他の者は a 及び b を満たすこと。

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定に基づく特定建設業の許可を受
けていること。
- b 盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格者名簿に登録されている者であるこ
と。なお、市の入札参加資格を有さない者の参加については、第 2 章 3（3）を参照
のこと。
- c 盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格者名簿（建築一式工事）において、
甲 A に登録されている者であること。
- d 平成 21 年 4 月 1 日以降に、公共施設（鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新築工事）
の工事を施行した実績を単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として有して
いること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、その共同企業体中最大の出
資比率で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配
置した場合に限る。

(ウ) 厨房設備業務に当たる者

厨房設備業務に当たる者は、次の a 及び b の要件を満たすこと。また、厨房設備業務
に当たる者が複数である場合は、全ての者が次の a 及び b の要件を満たすこと。なお、
この場合、構成員が 1 者含まれれば、他の者は協力企業とすることも可とする。

- a 盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、市の入札参加資格を有さない者の参加については、第2章3（3）を参照のこと。
- b 厨房設備業務の遂行において、担当する業務に必要なとなる資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。

(エ) 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は、次のaからeまでの要件を満たすこと。ただし、工事監理業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの1者は、次のaからeまでの要件を満たし、他の者は、次のa及びbを満たすこと。

- a 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- b 盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、市の入札参加資格を有さない者の参加については、第2章3（3）を参照のこと。
- c HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。
- d 平成21年4月1日以降に、延べ床面積3,000㎡以上の公共施設の工事監理業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。
- e 平成21年4月1日以降に、学校給食施設又は集団調理施設の工事監理業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。

(オ) 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は、次のa及びbの要件を満たすこと。ただし、維持管理業務に当たる者が複数である場合は、全ての者が次のa及びbを満たすこと。

- a 盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、市の入札参加資格を有さない者の参加については、第2章3（3）を参照のこと。
- b 維持管理業務の遂行において、担当する業務に必要なとなる資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。

(カ) 運営業務に当たる者

運営業務に当たる者は、次のaからcまでの要件を満たすこと。ただし、運営業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの1者は、次のaからcまでの要件を満たし、他の者は、次のaを満たすこと。

- a 盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、市の入札参加資格を有さない者の参加については、第2章3（3）を参照のこと。
- b HACCP対応に対する相当の知識を有していること。

- c 7,000食以上の学校給食施設又は集団調理施設における調理業務の実績を有していること。

(3) 市の入札参加資格を有さない者の参加

盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格者名簿、盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格者名簿又は盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿に登録されていない者で、本事業への参加を希望する者は、本事業の入札参加資格審査において必要な書類の提出を求める。

(4) 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格審査受付日とする。

(5) 参加資格の喪失

ア 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は、入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、入札参加資格等を確認の上、市が認めた場合は、入札に参加できるものとする。

イ 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、市が入札参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障を来しないと判断した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

ウ 落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は、落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、市が入札参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障を来しないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結するものとする。

4 提案書類の取扱い

(1) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の実施に当たって公表等が必要と認められるときは、市は、事業提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった事業提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は、返却しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

5 S P Cとの契約手続

(1) 契約手続

市は、落札者と協議を行い、基本協定を締結する。基本協定に従い、落札者は、特定事業仮契約締結までに本事業を実施するS P Cを設立し、市は、S P Cと事業契約を締結する。また、当該S P Cを選定事業者とする。

(2) S P Cの設立等の要件

ア 落札者は、本事業を実施するため、特定事業仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社としてS P Cを盛岡市内に設立すること。

イ 入札参加グループの構成員は、S P Cに対して必ず出資するものとし、構成員以外の者がS P Cへ出資することは認めない。代表企業のS P Cへの出資比率は、出資者中最大とすること。

ウ すべての出資者は、事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における本施設の設計、建設、維持管理及び運営等における業務遂行上の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と選定事業者の責任分担は、原則として「リスク分担表（案）」（別紙1）に定めるものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札公告時に明らかにする。

3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）

市は、選定事業者が事業契約等で規定された業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否か、及び選定事業者の財務状況の把握等を目的にモニタリングを行う。

(1) 設計・建設段階

市は、選定事業者が実施する設計業務及び建設業務が市の定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

詳細なモニタリングの方法及び内容等については、入札公告時に明らかにする。

(2) 施設引渡し段階

市は、建設工事の完成時に選定事業者から施設の譲渡を受けるに当たり、選定事業者により建設された施設等が契約に定める性能基準を満たしているかを確認するため、完成検査を行う。

詳細な検査の方法及び内容等については、入札公告時に明らかにする。

(3) 維持管理・運営段階

市は、選定事業者の実施する維持管理業務及び運営業務について、定期的に確認を行う。また、選定事業者の経営状況、財務状況について定期的に報告を求め、確認を行う。

詳細なモニタリングの方法及び内容等については、入札公告時に明らかにする。

(4) モニタリングの費用負担

モニタリングに係る費用は、市に生じるものは、市の負担とし、選定事業者の書類作成等に係る費用は、選定事業者の負担とする。

(5) モニタリング結果に対する対応

市によるモニタリングの結果、選定事業者が実施する業務が市の要求水準を満たしていないと判明した場合は、市は、選定事業者に業務内容の速やかな改善を求めるとともに、業務の未達成の度合いに応じてサービス対価の減額等を行う。選定事業者は、市の改善要求に対し、自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

4 事業終了後の措置

選定事業者は、事業期間終了時に本施設を市の定める要求水準を満足する状態で、市に引き継ぐものとする。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

ア 事業用地	盛岡市向中野字幅地内
イ 用途地域	市街化区域，準工業地域
ウ 建ぺい率	60%
エ 容積率	200%
オ 敷地面積	約 10,000 m ²

2 施設要件等

(1) 施設要件

本施設に必要な機能は，次表のとおりとする。

詳細は，要求水準書（案）を参照のこと。

区分			必要とする主な諸室
建築施設	給食 エリア	汚染作業 区域	食材搬入用プラットホーム，荷受室，検収室，冷蔵庫(室)・冷凍庫(室)，食品庫・調味料庫，下処理室，皮剥室，調味料計量室，米庫，洗米室，器具等洗浄室，新油庫・廃油庫，可燃物庫・不燃物庫，回収用風除室，洗浄室，物品庫，残菜処理室
		非汚染 作業 区域	煮炊き調理室，揚げ物・焼物・蒸物室，和え物室，アレルギー専用調理室，炊飯室，器具等洗浄室，食缶等消毒保管庫(室)，コンテナ室，洗浄室
		その他 区域	汚染作業区域前室（午前・午後），非汚染作業区域前室（午前・午後），調理員用更衣室（男女），調理員用便所，調理員用休憩室，洗濯・乾燥室，運転手控室
	一般 エリア	市職員 専用部分	市職員用事務室，市職員用便所，給湯室，更衣室，書庫
		事業者 専用部分	事業者用事務室，等
		共用 部分	玄関，廊下，来客用便所，多目的室，献立試作室，階段，エレベーター，倉庫，機械室
	付帯施設		排水処理施設，受水槽，ゴミ置き場，駐車場，駐輪場，車庫，植栽，敷地内通路，門扉及び堀

(2) 提供食数

本施設の提供食数は、次表のとおりとする。

項目	小学校	中学校
提供食数	一日当たり最大 8,500 食	
	約 4,850 食	約 3,650 食
内、アレルギー対応食	最大 85 食	

ア 生徒数・学級数等は、要求水準書（案）を参照のこと。

イ 今後の市の学校給食センターの増設に伴い、事業期間中において、対象校の変更が予定されている。対象校の変更に伴い、提供食数や配送ルート等が変更となる場合は、市と事業者と協議の上、要求水準の変更に伴う契約変更も想定している。

(3) 献立方式等

ア 通常食の献立は、主食、主菜、副菜、汁物（煮物）、果物（デザート）とし、主菜（焼物又は蒸し物、揚げ物）のみ2献立とする。

イ 主食は、全日ご飯のみを予定しており、本施設で炊飯を行う。なお、将来的にパン・麺を提供する場合は、市が委託する業者により学校へ直送する。

ウ アレルギー対応食については、専用の調理室で調理を行うものとし、除去食を基本として、可能な範囲で一部代替食を提供する。

(4) 施設稼働日数

1年で190日程度を予定している。

第 5 章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合，市と選定事業者は，誠意をもって協議するものとし，一定期間内に協議が整わない場合は，事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については，盛岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

選定事業者が実施する業務が事業契約に定める市の要求水準を下回る場合その他事業契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は選定事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。

2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する事由ごとに、責任の所在による改善等の対応方法に従う。

3 金融機関（融資団）と市の協議

市は、本事業の安定的な継続を確保するため、一定の重要事項について、選定事業者に資金を融資する金融機関の融資団と協議を行い、次の事項を含む直接協定を締結する。

- ア 金融機関の融資団が自身の保有する選定事業者に対する債権回収・保全の状態及び選定事業者の財務状況に関する情報を市に報告する義務
- イ 債務不履行事由その他事業契約の解除・終了事由を市が認識した場合に、市が金融機関等の融資団に通知する義務
- ウ 事業契約の解除・終了事由が発生した場合に、市と金融機関等の融資団が対応を協議する義務

第 7 章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は、これらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めるものとする。

3 その他の支援に関する事項

市は、選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

第 8 章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案については、令和元年 12 月議会に、事業契約に関する議案については令和 2 年 12 月議会に提出する予定である。

2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3 問合せ先

盛岡市教育委員会事務局学務教職員課

〒020-8532 岩手県盛岡市盛岡市津志田 14-37-2 都南分庁舎 3 階

TEL : 019-651-4111 (内線 7367)

FAX : 019-637-8193

E-Mail : edu.gakumu@city.morioka.iwate.jp

別紙 1 リスク分担表（案）

本リスク分担表（案）は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。詳細については、事業契約書（案）で明らかにする。なお、事業契約書（案）と重複する箇所については、事業契約書（案）の規定が優先する。

リスクの種類		整理 No	概要	負担者	
				市	民間
共通	入札手続リスク	1	募集要項・入札説明書等の誤り，入札手続の誤り	○	
	入札費用リスク	2	応募手続に係る費用の負担		○
	契約リスク（※1）	3	契約締結の中止	○	○
	政策変更リスク	4	市の政策変更による政策方針や事業計画の変更によるもの	○	
	法令変更リスク	5	本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの（税制度を除く）	○	
		6	上記以外で，本事業のみならず広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの（税制度を除く）		○
	税制変更リスク	7	民間の利益に課される税制度の新設・変更等		○
		8	上記以外の税制度の新設・変更に関するもの	○	
	許認可取得遅延リスク	9	市の事由による許認可の取得遅延	○	
		10	上記以外による許認可の取得遅延		○
	住民対応リスク	11	本事業の実施に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合	○	
		12	上記以外に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合		○
	第三者への賠償リスク	13	市の事由による事故によるもの	○	
		14	上記以外の事由による事故によるもの		○
	不可抗力リスク（※2）	15	戦争，風水害，地震等その他自然的又は人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲を超えるもの	○	△
	環境問題リスク	16	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		○
		17	金利確定日までの金利変動によるもの	○	
	金利変動リスク	18	金利確定日以降の金利変動によるもの		○
		19	市があらかじめ提示した事業用地の情報・資料から合理的に想定できる地質障害や地中障害物等		○
	用地の瑕疵リスク	20	上記以外の地質障害，地中障害物等	○	
		21	施設供用前の物価変動	○	△
	物価変動リスク	22	施設供用後の物価変動	○	△
	事業の中止・延期・遅延リスク	23	市の事由による事業の中止・延期・遅延	○	
		24	上記以外の事由による事業の中止・延期・遅延		○
	要求性能未達リスク	25	要求水準未達によるもの（施工不良を含む）		○

リスクの種類		整理 No	概要	負担者	
				市	民間
設計・建設	測量・調査リスク	26	市が提示した測量・調査の不備	○	
		27	上記以外の測量・調査の不備		○
	設計遅延・調査・設計費等の増大リスク	28	市の事由による設計の完了遅延・設計費の増大	○	
		29	上記以外の事由による設計の完了遅延・設計費の増大		○
	計画・設計・仕様変更リスク	30	市の帰責事由により変更する場合	○	
			上記以外の事由による大幅な計画・設計変更等		○
	工事遅延・工事費増大リスク	31	市の事由による工事遅延，工事費の増大	○	
		32	上記以外の事由による工事遅延，工事費の増大		○
	施設等損害リスク	33	工事材料，建設機械器具，引き渡し前の工事目的物について生じた損害，その他工事の施工に関して生じた損害		○
維持管理・運営	供用開始の遅延リスク	34	市の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの	○	
		35	上記以外の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの		○
	什器・備品管理リスク	36	市が実施する業務に起因する什器・備品等の破損・紛失・盗難	○	
		37	事業者が実施する業務に起因する什器・備品等の破損・紛失・盗難		○
	施設瑕疵リスク	38	事業契約に規定する瑕疵担保期間中に見つかった施設の瑕疵		○
		39	事業契約に規定する瑕疵担保期間後に見つかった施設の瑕疵	○	
	維持管理・運営費増大リスク	40	市の事由による維持管理費・運営費の増大	○	
		41	事業者が実施する業務に起因する維持管理費・運営費の増大		○
	光熱水費リスク（※3）	42	光熱水費の増大	△	○
	施設等損傷リスク	43	市の事由による施設の損傷	○	
		44	上記以外の事由による施設の損傷		○
	支払遅延・不能リスク	45	市の事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	需要変動リスク	46	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等，市の事由によるもの	○	
		47	児童数の変動によるもの（※4）	△	○
		48	残菜の変動によるもの（※4）	△	○
	異物混入リスク	49	市が実施する業務に起因するもの	○	
		50	事業者が実施する業務に起因するもの		○

リスクの種類		整理 No	概要	負担者	
				市	民間
維持管理・運営	アレルギー対応 リスク	51	市が実施する業務に起因するもの	○	
		52	事業者が実施する業務に起因するもの		○
	食中毒リスク	54	市が実施する業務に起因するもの	○	
		55	事業者が実施する業務に起因するもの		○
	配送遅延リスク	56	市の責めによる配送の遅延等によるもの	○	
		57	事業者の責めによる配送の遅延等によるもの		○
	食器等破損リスク	58	市が実施する業務に起因する食器等の破損	○	
		59	事業者が実施する業務に起因する食器等の破損		○
移管	性能確保リスク	61	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続リスク	62	事業の終了手続に係る諸費用に関するもの及び事業会社の清算手続に伴うもの		○

※1 不正行為を除きそれぞれが発生した費用を負担する（議会で承認されなかった場合も含む。）

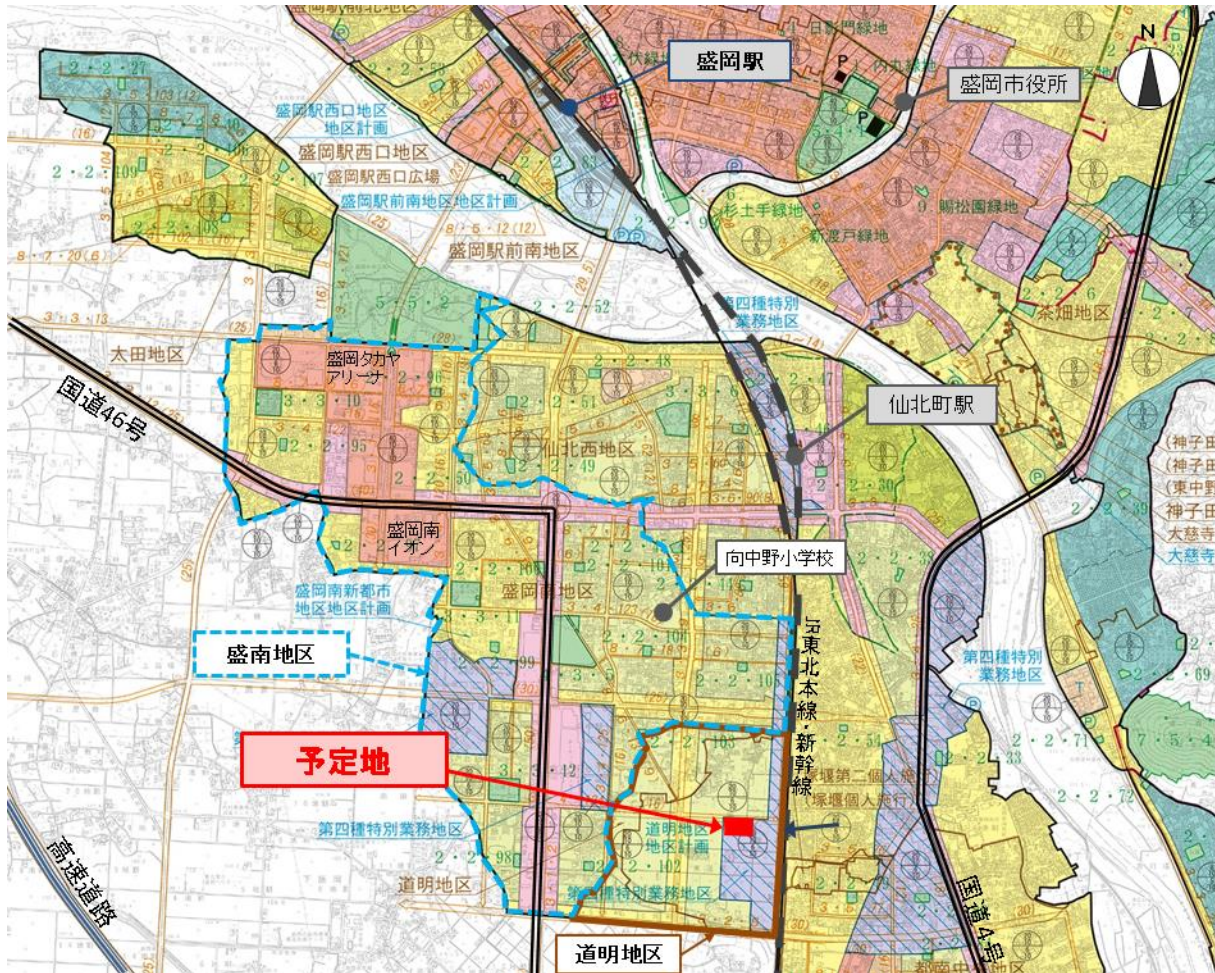
※2 一定の金額又は割合まで民間事業者も負担する。

※3 単価の変動によるものは市が負担し、使用量によるものは民間事業者が負担する。

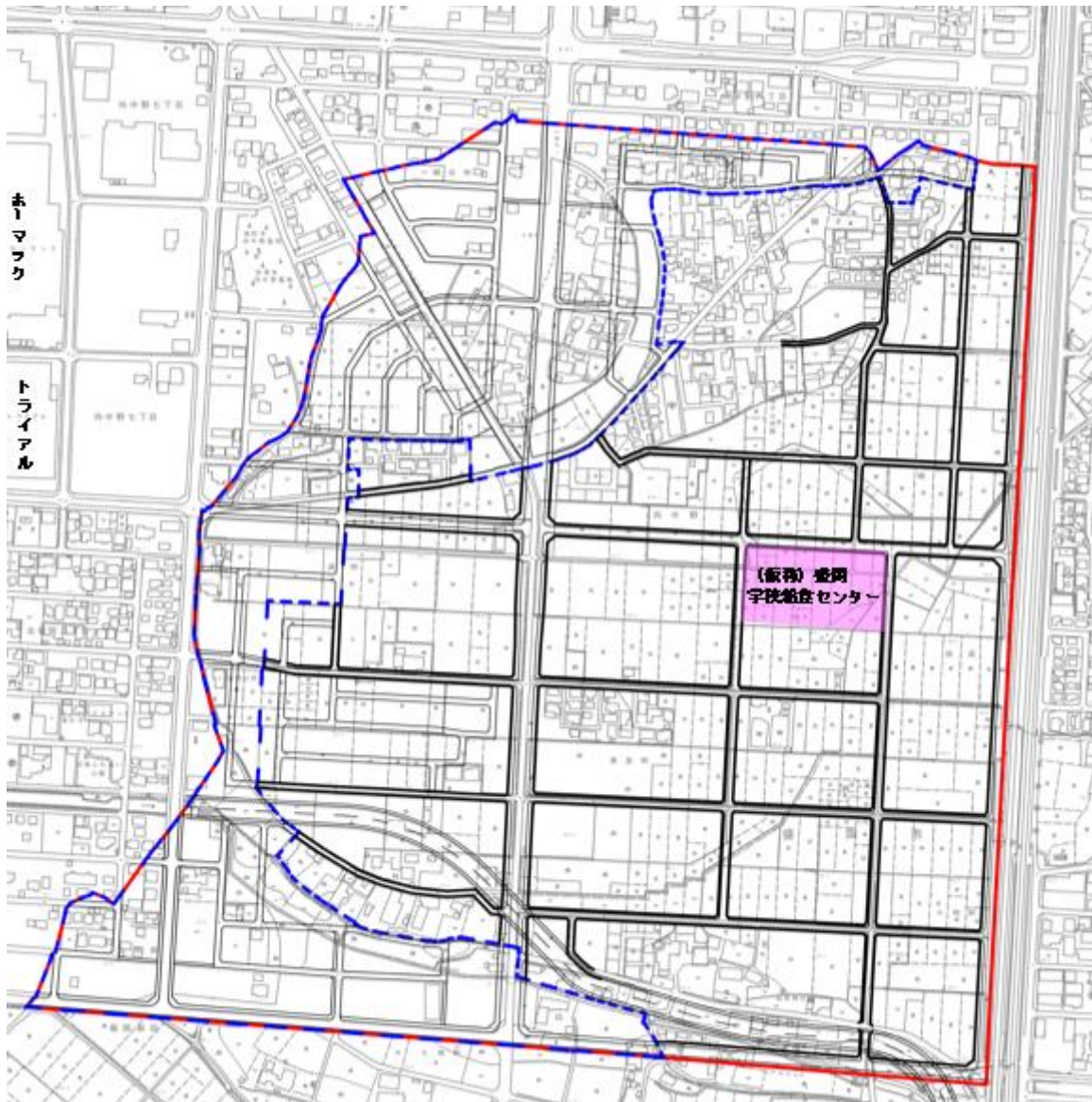
※4 運営期間を通じて、一定の最低食数に係るサービス対価を保証する。

別紙 2 事業用地位置図

事業用地位置図（広域）



事業用地位置図（詳細）



様式 1 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書

令和 年 月 日

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書

「（仮称）盛岡学校給食センター整備運営事業」に関する実施方針及び要求水準書（案）について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会 社 名	
	所 在 地	
	部 署 名	
	担当者名	
	電 話	
	F A X	
	E-mail	
提出質問数		

No.	書類名	頁	第 1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問の内容
1											
2											
...											

※ Microsoft 社製 Excel（Windows 版）のファイル形式で提出してください。

様式 2 実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・提案書

令和 年 月 日

実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・提案書

「（仮称）盛岡学校給食センター整備運営事業」に関する実施方針及び要求水準書（案）について、次のとおり意見・提案等がありますので提出します。

提出者	会 社 名	
	所 在 地	
	部 署 名	
	担当者名	
	電 話	
	F A X	
	E-mail	
提出意見・提案数		

No.	書類名	頁	第 1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	意見・提案等の内容
1											
2											
...											

※ Microsoft 社製 Excel（Windows 版）のファイル形式で提出してください。

様式3 説明会参加申込書

令和 年 月 日

実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会参加申込書

会社名	
所在地	
部署名	
担当者名	
電話	
F A X	
E-mail	
説明会参加者名 (最大2名)	

※ 実施方針及び要求水準書（案）は各自持参してください。当日の配布はありません。